

## 声明 岸田内閣による安倍元首相「国葬」閣議決定の撤回を求める

2022年7月22日、岸田文雄内閣は、9月27日に安倍晋三元首相の葬儀を「国葬」という形式で執り行う旨、閣議決定した。この決定については、以下の三つの点で、大きな問題があると考ええる。

第一に、「国葬」を決定する今回の岸田内閣の手続きは、法治主義の基本原則を逸脱している。岸田内閣は、安倍氏の「国葬」について、国会の議決を経ずに、内閣府設置法の第4条にある「所掌事務」として実施しようとしている。だが、「国葬」がどのような場合になされるのかを定めた法規がない以上、内閣設置法の定める「所掌事務」としてこれを実施することは適切とは言いがたい。法治主義の基本原則を無視し、政府の意志一つで強権的にこれを進めることは、許されるべきではない。

第二に、「国葬」の実施によって、憲法第19条に定められた「思想・良心の自由」が侵害される恐れがある。岸田首相は、「国葬」とする理由について、安倍氏が憲政史上最長の期間にわたり首相をつとめ、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の点で功績を残したことなどを挙げている。だが、安倍氏が進めてきた施策や政治活動について、国内で評価が大きく分かれているのは周知の通りである。岸田首相は、安倍氏の「国葬」を「敬意と弔意を国全体として表す国の公式行事」と位置づけているが、本来特定の政治家に対して弔意を示すか否かは、一人ひとりの内心の自由に委ねられるべき事柄である。個人の意志に反して協力を求めたり、弔意の表明を強制したりすることは、なされるべきではない。

第三に、歴史を振り返るならば、「国葬」は政府への批判や、異なる意見を封じ込めるために行なわれてきた、民主主義に反する施策であることは明らかである。「国葬」の原型は、1878年に暗殺された大久保利通の葬儀にさかのぼるが、当時の明治政府は、天皇の権威の下に国を挙げて哀悼することで、不平士族や自由民権運動など、反対勢力を抑え込むことを企図した。その後、1926年に制定された国葬令では、国民の服喪が義務化され、アジア・太平洋戦争中に行なわれた山本五十六連合艦隊司令長官の「国葬」は、劣勢化する戦局のなかで、人びとを戦争に向けて駆り立てるものとなった。多様な意見や思想を排除し、一つの意志に国全体を染め上げようとする施策こそが「国葬」であった。いま民主主義と平和主義をうたう日本国憲法の下で「国葬」を実施することは、痛苦の経験を経て獲得した教訓を捨て去ることに他ならない。

以上の理由から、歴史科学協議会は、岸田内閣による安倍元首相「国葬」の閣議決定に対して反対の意志を表明し、その撤回を求めるものである。

2022年8月23日

歴史科学協議会理事会・全国委員会